

Go To トラベル給付金の還付を受けるための申請サポート情報

■給付金の還付対象

宿泊代を当館にて現地決済されるお客様が対象となります。よって、旅行会社及びOTA（じゃらん、楽天等）にて既にオンライン決済されているお客様は申し込み会社へ直接お問い合わせください。

■サポート概要及び現況のお知らせ

お客様が、Go To トラベル給付金の還付を受ける為の申請サポートを行います。本サポートは、委託料を受託して行うものではなく、あくまでもお客様主体の申請作業をサポートするサービスとなります。よって、Go To トラベル給付金の還付を保証するものではありませんので予めご了承ください。

THE KEY HIGHLAND NASU は、2020年7月27日にGo To トラベル事業の登録事業者にて認証されました。

■当館発行の割引サービスの位置付け

当館発行の割引サービス（ご優待券など）をご使用いただく際は、チェックイン時に必ず申告ください。チェックアウト後の提出では当館発行の割引サービスはご利用いただけません。ご宿泊利用金額から当館発行の割引サービスを控除後の金額がGo To トラベル給付金申請の基準利用額となります。

■その他、栃木県、那須町発行の補助サービス

Go To トラベルとの併用可否については、栃木県、那須町発行の補助サービスの規定に基づきます。

■お客様自らが直接行う還付手続き（直接支払っている場合）

【弊社からチェックアウト時にお渡しする書類】

- ① 事後還付申請書（様式第1号）
- ② 支払内訳がわかる書類（領収書）
- ③ 宿泊証明書（氏名、宿泊日、宿泊人数が記載されているもの）
- ④ 口座確認書（旅行者用）（様式第2号の1）

【お客様ご自身でご用意いただく書類】

- ⑤ 口座番号を確認できる書類（通帳の写し、キャッシュカードの写し等）
- ⑥ 住所を確認できる書類（免許証の写し、健康保険証の写し等）
- ⑦ 前項目に掲げる書類のほか申請に係る旅行の事実を確認するために必要な書類として事務局が指定するもの

※全ての書類が同一名義であることが必要となります。

※上記の書類はチェックアウト以降の再発行は一切できません。

■Go To トラベル事業への申請書送付について

以上①～⑤までの書類を、お客様ご自身でGo To トラベル事業部事務局宛てにご郵送ください。Go To トラベル事務局へは追跡が可能な方法での送付（宅急便、レターパック）が求められています。当館ではレターパックライト（370円）を販売しております。なお封筒代、送料等は実費でのお支払いとなります（Go To トラベル申請には含まれない）。

・送付先 「Go To トラベル事業事務局」 ※住所、電話番号は、現時点ではまだ未公開です。

・申請期間 令和2年8月14日（金）から令和2年9月14日（月）まで ※消印有効

■チェックアウト以降のサポート

本サポートは、チェックアウトまでのサービスとなります。ご入金時期やその他ご質問はGo To トラベル事業コールセンター及びGo To トラベルHPをご活用ください。

Go To トラベル事業 仮設コールセンター

TEL 0570-002442（受付時間：10時～19時 ※年中無休）

TEL 03-3548-0520（受付時間：10時～17時 ※土日祝・年末年始休み）

2020年8月2日

THE KEY HIGHLAND NASU 支配人